**（５）超過課税の状況②〔法人府民税法人税割〕**

**１　趣旨**

都市基盤整備の推進や防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処するため。

**２　税率**

標準税率が3.2％のところを地方税法に定める制限税率の4.2％により課税している。ただし、令和元年10月１日以後に開始する事業年度分については、標準税率が1.0％のところを制限税率の2.0％により課税。なお、平成26年9月30日以前に開始する事業年度分については、標準税率が5.0％のところを制限税率の6.0％により課税していた。

**３　超過課税の対象とならない法人**

中小法人については、その体質強化の助成という視点及び負担能力等を考慮して、超過課税を実施しなかった場合の税負担にとどまるようにしている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業年度 | S51.11.1～H2.10.31 | H2.11.1～H8.10.31 | H8.11.1～R2.10.31 |
| 対象外法人 | 資本金１億円以下かつ法人税額年 800万円以下法人 | 資本金１億円以下かつ法人税額年1,600万円以下法人 | 資本金１億円以下かつ法人税額年2,000万円以下法人 |

**４　適用期間等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提案議会等 | 適用期間 | 公布日 | 備考 |
| 昭51年 9月 | 昭和51年11月 1日から昭和54年10月31日まで | 昭51.10.20 |  |
| 昭54年 9月 | 昭和51年11月 1日から昭和57年10月31日まで | 昭54.10.31 | ３年延長 |
| 昭57年 2月 | 昭和51年11月 1日から昭和60年10月31日まで | 昭57. 3.23 | ３年延長 |
| 昭60年 2月 | 昭和51年11月 1日から昭和63年10月31日まで | 昭60. 3.27 | ３年延長 |
| 昭63年 2月 | 昭和51年11月 1日から平成 3年10月31日まで | 昭63. 3.25 | ３年延長 |
| 平12年 2月 | 平成 2年11月 1日から平成 5年10月31日まで | 平 2. 3.26 | 対象法人の見直し |
| 平15年 2月 | 平成 5年11月 1日から平成 8年10月31日まで | 平 5. 3.24 | ３年延長 |
| 平18年 2月 | 平成8年11月 1日から平成11年10月31日まで | 平 8. 3.31 | 対象法人の見直し |
| 平11年 2月 | 平成11年11月 1日から平成14年10月31日まで | 平11. 3.19 | ３年延長 |
| 平14年 2月 | 平成14年11月 1日から平成17年10月31日まで | 平14. 3.29 | ３年延長 |
| 平17年2月 | 平成17年11月 1日から平成20年10月31日まで | 平17. 3.29 | ３年延長 |
| 平20年2月 | 平成20年11月 1日から平成23年10月31日まで | 平20. 3.28 | ３年延長 |
| 平23年2月 | 平成23年11月 1日から平成26年10月31日まで | 平23. 3.28 | ３年延長 |
| 平26年2月 | 平成26年11月 1日から平成29年10月31日まで | 平26. 3.31 | ３年延長 |
| 地方法人税の創設に伴う改正 |
| 平29年2月 | 平成29年11月１日から令和２年10月31日まで | 平29.3．31 | ３年延長 |

**５　他府県の状況（平成31年4月1日現在）**

静岡県を除く46都道府県において実施

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 超過課税対象とならない法人の範囲 | 税率4.2％ | 税率 4.0％ |
| 資本金３億円以下の法人で、かつ、法人税額年1,600万円以下の法人 |  | 京都(1) |
| 資本金２億円以下の法人で、かつ、法人税額年4,000万円以下の法人 |  | 神奈川(1) |
| 資本金１億円以下の法人（資本金１億円で従業員数300人超法人を除く） |  | 山梨(1) |
| 資本金１億円以下の法人で、かつ、法人税額年1,000万円以下の法人 | 東京(1) | 北海道・青森・岩手・宮城・秋田・福島・栃木・群馬・埼玉・千葉・新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜・三重・奈良・和歌山・鳥取・島根・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄　　(34) |
| 資本金等の額１億円以下の法人で、かつ、法人税額年1,000万円以下の法人 |  | 山形・茨城(2) |
| 資本金2,000万円以下の法人、又は、法人税額年1,000万円以下の法人 |  | 広島(1) |
| 資本金１億円以下の法人で、かつ、法人税額年1,500万円以下の法人 |  | 愛知・岡山　　　　　　　　　　 (2) |
| 資本金１億円以下の法人で、かつ、法人税額年2,000万円以下の法人 | 大阪(1) | 兵庫　　　　　　　　　　　　　　(1) |
| 資本金１億円以下の法人で、かつ、法人税額年5,000万円以下の法人 |  | 滋賀(1) |
| 未実施 | 静岡 (S61.1.31まで実施) 　 (1) |

**６　超過課税による増収額**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 増収額 | 年度 | 増収額 |
| H20 | 約121億円 | H26 | 約107億円 |
| H21 | 約74億円 | H27 | 約109億円 |
| H22 | 約83億円 | H28 | 約116億円 |
| H23 | 約90億円 | H29 | 約126億円 |
| H24 | 約90億円 | H30（決算見込） | 約133億円 |
| H25 | 約97億円 |